

患者流出入に係る都道府県間調整の状況

1 都道府県間調整の対象となる患者流出入の状況（単位：人/日）

医療圏	患者 流出入数	内訳			
		東京都	神奈川県	山梨県	愛知県
賀茂	27	27			
熱海伊東	36		36		
駿東田方	119		106	13	
中東遠	△ 15				△ 15
西部	△ 52				△ 52
計	115	27	142	13	△ 67

※【各都道府県からの流入数】－【各都道府県への流出数】で算出

2 調整状況

（平成 27 年 12 月 11 日現在）

対象	調整状況	対象都県の考え方	本県の考え方
東京都	協議中	患者住所地ベース	医療機関所在地ベース
神奈川県	協議中	患者住所地ベース	医療機関所在地ベース
山梨県	協議中	検討中	医療機関所在地ベース
愛知県	協議中	医療機関所在地ベース	患者住所地ベース

注：事務レベルでの協議内容を含む。

3 留意事項

平成 27 年 12 月までに協議が整わない場合は、厚生労働省通知によると「医療機関所在地ベース」となる。

4 都道府県間調整の対象数（4機能別かつ2次医療圏別）

（単位：人/日）

医療圏	他県流出入先		区分	流入 (他県→静岡)	流出 (静岡→他県)	差
賀茂	東京都	区南部（品川区、大田区）	慢性期	16	—	16
		区西南部 (目黒区、世田谷区、渋谷区)	慢性期	11	—	11
熱海伊東	神奈川県	県西（小田原市等）	急性期	31	11	20
			回復期	40	15	25
			慢性期	17	26	▲ 9
駿東田方	神奈川県	横浜北部 (鶴見区、神奈川区、港北区、 緑区、青葉区、都筑区)	慢性期	10	—	10
		川崎北部 (高津区、多摩区、宮前区、麻生区)	慢性期	12	—	12
		川崎南部 (川崎区、幸区、中原区)	慢性期	22	—	22
		湘南西部（平塚市等）	慢性期	16	—	16
		県西（小田原市等）	急性期	18	—	18
			回復期	17	—	17
			慢性期	30	19	11
	山梨県	富士・東部（富士吉田市等）	慢性期	13	—	13
中東遠	愛知県	東三河南部（豊橋市等）	慢性期	—	15	▲ 15
西部	愛知県	名古屋	慢性期	13	—	13
			東三河南部（豊橋市等）	急性期	25	19
		東三河南部（豊橋市等）	回復期	15	29	▲ 14
			慢性期	16	73	▲ 57
都道府県間調整対象数 計				322	207	115